

令和7年度 移住定住応援企画「富士このみスタイル」事業実施業務委託
仕様書

1 業務名

令和7年度 移住定住応援企画「富士このみスタイル」事業実施業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市が移住定住応援企画「富士このみスタイル」と称し推進する、移住定住者の受け皿づくり事業において、結婚や子育てのタイミングに合わせ移住する人や移住してきた市民が希望する柔軟な働き方・ライフスタイルを実現できるよう支援し、移住定住の更なる促進に繋げていくことを目的とする。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年2月25日（水）までとする。

4 業務内容

本業務内容は、次のとおりである。

(1) 富士市ならではの柔軟な働き方・ライフスタイルの実現支援

移住した女性や柔軟に働きたいと考える女性を対象に、柔軟で多様な働き方であるワークシェアを紹介し、ワークシェアを実践しようとする人を後押しするため以下を実施する。

① ワークシェアの普及・啓発

- ・市民からのワークシェアに関する問い合わせや相談に対応する。
- ・ワークシェアの利用希望者から申込があった場合に受付を行う。
- ・受付した利用申請者と面談を行い、スキルや意向等をヒアリングした上でワークシェア実施メンバーとして登録を行う。
- ・利用申請者及び登録者に係る情報については、個人情報保護に関する法令等に則して適切に管理、運用するものとする。

② ワークシェア実践スキルの習得・向上

- ・ワークシェア実践に必要なスキルの習得・向上に係る講座を企画し、講師手配、参加者募集及び当日運営を行う。
- ・講座の実施回数、内容は、ワークシェアメンバーの希望を踏まえ、予算の範囲内において設定する。
- ・必要に応じて、託児等の手配を行う。

③ お試しワークシェアの実施

- ・OJT形式での研修としてお試しワークシェアを企画し、お試しワークシェアに

取り組む人をサポートする人材の手配、実施管理を行う。

- ・お試しワークシェアの実施回数、内容は、ワークシェアメンバーの希望を踏まえ、予算の範囲内において設定する。
- ・必要に応じて、託児等の手配を行う。

④ ワークシェア実践のフォローアップ

- ・ワークシェアを実施した後、上手くいった点や問題点、疑問点を把握するため意見交換会を開催する。
- ・開催回数は3回以上とする。
- ・必要に応じて、託児等の手配を行う。
- ・個別の相談対応や意見交換会で取り上げた事例や話題に基づくFAQを作成し、運営マニュアル等に反映する。

(2) 富士このみスタイルから広がるコミュニティづくり

移住者、市民などの交流を促進し、移住定住者の拠り所・居場所となるコミュニティを活性化させるため以下を実施する。

① 移住者等のコミュニティ活動の支援

- ・移住者等のコミュニティづくりを目的に、お話会やイベント出展等の交流活動を企画・運営する。
- ・移住者が繋がりや縁を育むことができるよう、気軽に交流できる内容とする。

② 首都圏向け移住促進PR活動の実施

- ・本市が別途企画する移住促進イベント等において、首都圏在住の移住希望者向けのPR活動を行う。
- ・PR活動に協力する市民や先輩移住者との連絡調整を行う。なお、協力者への謝礼は本委託料に含むものとする。

③ 市内外への情報発信

- ・富士このみスタイルの活動を市内外にPRするためのウェブサイト掲載記事を作成する。
- ・掲載先は、富士市移住定住応援サイト (<https://iju.fujicity.jp/>) 又は専用サイト (<https://fuji-konomi.jp/>) とする。
- ・専用サイトのサーバー保守管理は本委託料に含むものとする。
- ・その他、SNSや各種媒体を活用し、情報発信を行う。
- ・情報発信は、「富士このみスタイル」のブランディングやイメージ向上が図られるように適正に運営を行う。
- ・ウェブメディア用プレスリリースを1回以上実施する。

(3) その他の業務

本業務の遂行にあたり、各業務の実施方針等について、事前に本市と打ち合わせ協議を行うこと。本業務のうち、ワークシェアの仕組みで実施可能な業務に関しては、ワークシェア方式で実施することを基本とし、その進行管理を適正かつ公正に行うこと。ワークシェア方式で業務を実施した際は、参加人数、業務内容等の記録を本市に報告すること。

5 業務実施報告書

- (1) 業務実施報告書 1 部（本仕様書の項目に沿ってファイル 1 冊にまとめる）
- (2) 上記 4 の制作物及び 5 (1) の電子データを記録した電子媒体 1 部

6 業務委託料

本委託料の支払いに当たっては、令和 7 年 8 月に 1,000,000 円を概算払いし、契約期間終了後に契約額の残額を支払うものとする。

7 特記事項

- (1) 本委託料には、講師料、託児料、運営補助者への謝礼など事業実施に係る全ての費用を含むものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、必要に応じて専門家、学識経験者等に助言を求めることができるものとし、それに係る経費は本委託料に含むこととする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (4) 本業務に関する著作権は、委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (5) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (6) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (7) 本業務で受託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
- (8) 受託者は、本業務の履行にあたり、本市が作成した「富士このみスタイル」の名称、ロゴマークを使用することができるものとする。

8 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。